

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループの開催について

令和2年12月9日
中堅企業・中小企業・小規模事業者の
活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定
令和4年2月21日
一部改正
令和7年1月17日
一部改正
令和7年12月19日
一部改正
令和8年9月8日
一部改正

1. 賃上げに向けた中小企業・小規模事業者の活力向上に向けて、官公需や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日策定）の徹底を含む価格転嫁・取引適正化、省力化投資を含む生産性向上、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、内閣官房副長官（参）の総覧の下に、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。

座	長	内閣官房副長官補（内政担当）
主	査	内閣官房日本成長戦略本部事務局長代理 公正取引委員会事務総局経済取引局長 厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当） 中小企業庁長官
構	成	員
		内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 内閣官房地域未来戦略本部事務局次長 警察庁生活安全局長 金融庁銀行・証券監督局長 総務省大臣官房総括審議官 総務省自治行政局長 財務省主計局次長（契約制度担当） 国税庁次長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省労働基準局長 農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

経済産業省経済産業政策局長
経済産業省製造産業局長
国土交通省総合政策局長
国土交通省不動産・建設経済局長
環境省環境再生・資源循環局長

3. 座長は、必要があると認めるときは、前項に規定する構成員以外の局長等を、議案に限って、構成員として、臨時に会議に参加させ、又は関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

ワーキンググループの開催に伴い、下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループの開催について（平成29年9月1日中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定）、中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げ力ワーキンググループの開催について（平成29年9月1日中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定）及び中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループの開催について（平成29年9月1日中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定）は廃止し、これらのワーキンググループで決定した事項及び検討した事項等については、ワーキンググループに引き継がれるものとする。

附 則

「省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議の開催について」の廃止について（令和7年 月 日内閣総理大臣決裁）による廃止前の省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議において検討した事項等については、ワーキンググループに引き継がれるものとする。